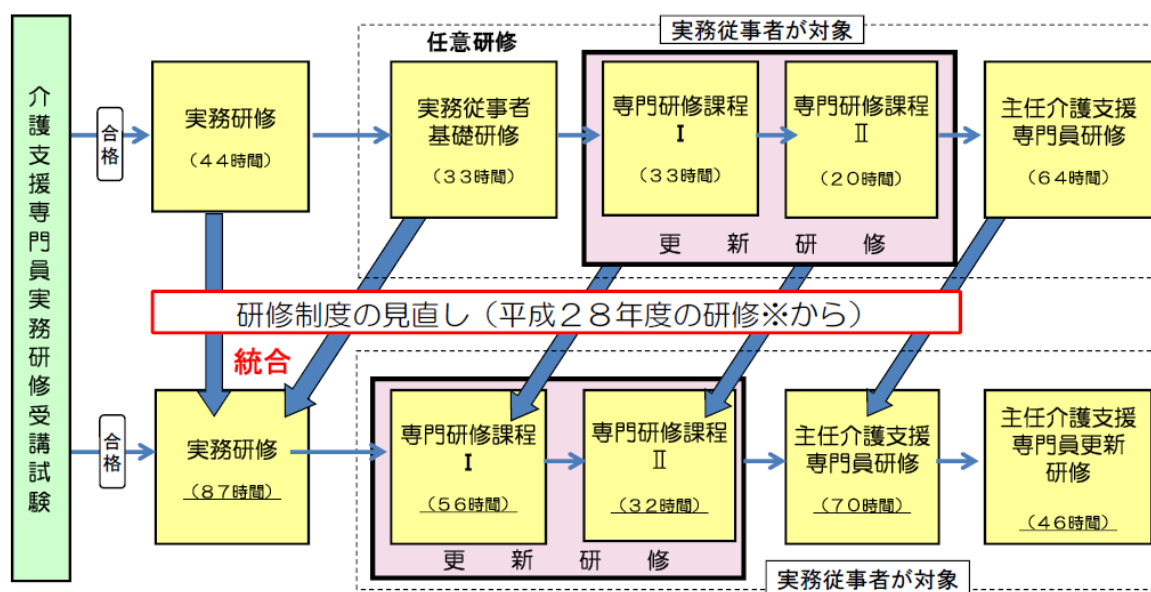


## 研修に関する大切なお知らせ！！

- 平成 26 年 6 月 18 日に成立した地域医療介護総合確保法に基づく介護保険法の一部改正により、平成 28 年度から介護支援専門員研修の大幅な見直しが行われます。
- 山梨県では従来、当該年度内に研修の全カリキュラムを修了できなかった方は、翌年度に未修了の課目を受講することで、研修を修了との取り扱いをさせていただいておりましたが、平成 27 年度の研修については、1 つでも修了できない課目があった場合、平成 28 年度以降に、改めて研修の全カリキュラムを受講し直していただくことになります。
- 研修の全カリキュラムを修了するまでは、介護支援専門員証の有効期間更新はできませんので、有効期間満了日以降も介護支援専門員の実務に従事する方で、まだ更新に必要な研修を受講されていない方は、平成 27 年度の研修において全カリキュラムを必ず修了するようにしてください。

### 【 介護支援専門員の研修制度の見直しの概要 】



※ 実務研修については、平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成 28 年 4 月 1 日から改正法が施行されます。

#### ○ 主な改正内容

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成する。
- 任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合する。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設する。
- 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施する。